

災害救援復興資金規程

2009年12月19日定例理事会承認
改定 2012年10月13日定例理事会承認
改定 2015年10月3日定例理事会承認
改定 2016年9月10日定例理事会承認

目的

第1条（目的）

災害救援復興資金は、公益社団法人日本キリスト教海外医療協力会が、自然災害等で被災した人々が生活を建て直し、健康的な生活を取り戻すために必要な救援・復興活動を行っている団体に、資金及び人的な協力を行うために保有することを目的とする。

第2条（用語の定義）

この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) この法人とは、公益社団法人日本キリスト教海外医療協力会のことをいう。
- (2) 災害復興団体とは、自然災害等で被災した人々が生活を建て直し、健康的な生活を取り戻すために必要な救援・復興活動を行っている団体のことをいう。
- (3) 支援とは、資金及び人的な協力を指す。

支援対象

第3条（支援対象団体）

この資金から支援を受けることができる災害復興団体は、この法人の目的を理解し、この法人と協力して取り組むことができる団体とする。

第4条（支援対象活動）

この資金は、次の各号に掲げる経費に支出できるものとする

- (1) 保健医療分野の救援・復興活動のために必要な物品の購入
- (2) 保健医療分野の救援・復興活動のために必要な活動経費（交通費、通信運搬費、労働提供への報酬など）
- (3) 被災者が生活建て直しのために必要な物品の購入
- (4) この法人から災害復興団体への保健医療従事者その他必要な人材の派遣
- (5) 被災地の調査その他の情報収集

活動方針

第5条（活動方針）

この資金による活動については次の各号に掲げる点に考慮する。

- (1) JOCS の本来事業は地域に根ざした地道な保健医療協力であり、信頼できる災害復興団体への資金提供を中心とする。

- (2) 支援ニーズを出来る限り把握する。被災地に現地協力団体や海外派遣者がいる場合は早急に連絡を取り、定期的な情報提供を依頼する。
- (3) 災害については発生を予測できないため、年度予算案作成段階で、ある程度の金額を災害救援復興費として計上しておく。
- (4) 一般寄付金への影響を回避しつつ被災支援を行うために、災害救援復興指定で寄付を受けることとする。すなわち、災害発生国・地域を対象にした特定寄付金は募集せず、災害救援復興指定での寄付のみを受ける。その際、JOCSの協力団体がある他の国での災害救援復興活動に使用する可能性もあるが、そのことを了解の上で支援をくださるよう説明、明示する。

手続き

第6条（申請）

支援金を受けて活動を実施しようとする災害復興団体は、この法人に申請書を提出しなければならない。

第7条（報告）

この資金を使用した場合は、支援した災害復興団体に報告書提出を求める。必要に応じて、職員またはワーカーが被災地の視察を行い、報告書を作成する。理事会にその内容及び決算を報告する。

第8条（支援の決定）

理事会は、申請書が提出されたときは、その内容を審査し、支援の可否を決定し、当該申請者に通知する。支援金額は、申請書の内容及び過去の実績等を鑑みて決定する。ただし、支援金額が1件あたり30万円以下の緊急支援については、会長、常務理事及び事務局長の協議により決定し、理事会に報告するものとする。

資金管理

第9条（積立て）

この資金には、寄付者から災害救援復興の指定があった寄付金を積み立てる。残高が500万円を下回った際は、理事会で積み増しの金額及び財源を協議する。

第10条（資金の管理及び取崩し）

- (1) この資金は、他の資金と明確に区分して管理する。
- (2) この資金は、公益目的保有財産と取り崩し用財産とに分けて管理する。
- (3) 公益目的保有財産としたこの資金は、果実を継続的に災害救援復興支援活動に充て、原則として元本は取り崩さない。
- (4) 前項にかかわらず、災害救援復興支援活動を継続していくためにやむを得ず元本の取崩しを行う場合は、取崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その決議を得なければならない。
- (5) 取り崩し用財産としたこの資金は、災害救援復興支援活動に充てるため、その一部または全部を取り崩すことができる。
- (6) 前項にかかわらず、目的外の取崩しを行う場合は、取崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その決議を得なければならない。

第11条（資金の運用）

この資金の運用は、特定資産運用規程による。

第12条（果実の処理）

この資金から生じた果実は、災害救援復興支援活動に使用する。

改廃

第13条（改定）

この規程の改定は、理事会の決議を必要とする。

付則：この規程は、公益社団法人設立の登記の日（2011年4月1日）から施行する。